

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号） 第21条	家賃又は敷金の軽減又は支払の猶予	建築住宅課

1 審査基準は、次のとおり。

盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第21条各号のいずれかに該当する場合において、市長が必要があると認めるときは、盛岡市市営住宅条例施行規則（平成9年9月30日規則第40号）第14条及び市営住宅の家賃の軽減の基準（平成11年4月1日告示第146号）を審査基準とする。

2 標準処理期間は、15日とする。